

令和6年度銚田市産学官が連携した「まちの未来を創るチャレンジプロジェクト」 業務委託仕様書

第1 総則

この仕様書は、令和6年度銚田市産学官が連携した「まちの未来を創るチャレンジプロジェクト」業務委託の実施にあたり、必要な事項を定めるものである。

第2 事業の目的

「地域再生」とは、地域住民が主体となった持続可能な仕組みや体制を構築すること、更には地域資源を活用したビジネスを創出することで、地域が自立的に活動し雇用に結びつける仕組みづくりを行うことである。

本市は、本市のなかに「しごと」をつくり「ひと」を呼び込む、または「ひと」が「しごと」をつくるという、「ひと」と「しごと」の好循環を創造するとともに、その好循環を支える基盤となる「まち」をつくることを目指し、銚田市総合戦略を策定している。

しかしながら、少子高齢化や人口減少、空き家の増加などによる地域の衰退が危惧されている。特に、社会減の大きな要因となっている20～30歳代の若者の流出に歯止めをかけることが喫緊の課題であり、若者の定住を図るためには、まち全体で若者を応援する気風づくりや若者が生きがいを持ってチャレンジできる環境づくりが重要となってくる。

本プロジェクトでは、総合戦略に記載されている「農業を中心に産業の活性化を図り、安定した雇用を創出する」や「ひとの地域内への還流と新たな人の流れを創造する」という基本目標の実現に向け、意欲ある若者を支援し、地域雇用の創出や地域活力を高める新産業の創出を目指すとともに、学校等と連携した幼少期からの教育プログラムの充実を図り、専門的なノウハウをもつ企業との連携による人の還流をつくり、地域で学び続けられる機会を増やすことで、社会の変化に対応できる人材を育成し、若者が“チャレンジ”、“起業”できるまちを目指し取組むことで、持続可能な地域づくりを考える人材の育成を進めることを目的とする。

第3 事業内容

1 第三期地域プロデューサー養成講座の実施と伴走支援

銚田市をフィールドに地域資源を活用した事業を創出することを目的とした全7回以上（フィールドワークを含む）の講座の実施し、事業プラン発表会を行う。また、参加者管理、講座のアーカイブ動画の作成、参加者同士の交流や繋がりをつくるためのオンラインコミュニティの運用、SNSでの情報発信などを行う。更に、持続可能な取り組みにしていくために、第一、第二期養成講座参加者の地域での実践の伴走支援と関係企業等との連携支援を行いながら、令和7年度以降も市民が中心となって継続していける仕組みづくりを行う。

2 フューチャーセンタープログラムの推進

毎月開催している市民会議の活動支援や市民が主体となるイベントや活動の支援を行う。また、そのイベントや活動を令和5年度の当事業で開設した「ほこたフューチャーセンター」としてSNSやホームページを用いて広報支援を行う。

3 農家連携によるイノベーションプログラムの推進

令和5年度の当事業で構築したプロトタイプを基に、銚田市をフィールドとした農家連携による企業研修を推進し、複数の企業研修の受け入れを行う。また、地域住民や銚田市観光物産協会とも連携し令和7年度以降の自走に向けた体制と仕組みの構築を行う。

4 中間支援組織の伴走支援

銚田市で活動する市民の新たな挑戦を支援ために令和5年度の当事業で設立した中間支援組織の伴走支援を行う。

第4 事業報告会

(一社) 地域総合整備財団<ふるさと財団>の主催する事業報告会において、事業報告会へ出席し、進捗状況のプレゼンテーションを行う。資料作成に係るフォーマット等については、担当者の指示に従うこと。

第5 事業の実施期間及び委託費の限度額

事業の実施期間は、契約締結の日から令和7年2月20日(木)までとする。

また、委託費の限度額は、7,260千円とする。

第6 成果品

実施期間が終了した後、報告書に取りまとめ提出すること。

(1) 報告書の部数等

①部数等 A4版 3部(50ページ程度)

②報告書を収録した電磁的記録媒体(CD又はDVD) 1部

(2) 納入場所

銚田市銚田1444番地1

銚田市政策企画部まちづくり推進課

(3) 成果品の帰属

本業務に関する一切の成果は、本市に帰属するものとする。

第7 実施上の留意事項

(1) 実施体制

本事業の実施に当たり、業務実施の安全管理を徹底すること。

(2) 計画準備

本業務の概要を整備するとともに、計画立案から実施期間終了までの協議記録等を取りまとめ、業務がスムーズに実施できるように必要な各工程の基本的方針及び計画、準備を行うこと。

(3) 協議打合せ

本業務が円滑かつ計画的に進むように、本市と受託者は業務着手時、各工程の区切り時、納品時の他、必要に応じ協議打合せを行う。なお、社会情勢を踏まえ、オンラインによる協議打合せを含め、情報共有を十分に図ること。

外部からの有識者を交えての協議を行う場合の謝礼、費用弁償等は委託者の負担として積算すること。

協議打合せの結果は受託者が打合せ記録簿に記録し、相互に内容を確認しなければならない。

(4) 秘密の保持

受託者は、本業務にあたり知り得た情報を本市の許可なく他に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。

(5) その他

受託者の責めに帰すべき理由による成果品の不良個所が発見された場合は、速やかに本市が必要と認める訂正、補足、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

第8 委託業務にあたっての留意事項

詳細は、委託契約時に定めるものとする。

- (1) 発注者は、必要があると認めるときは、受託者から当該事業の実施状況等について報告を求めることができる。
- (2) 当該業務の全部又は一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (3) 当該業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は当該業務以外の目的に使用してはならない。
- (4) 当該業務を通じて取得した個人情報については、銚田市個人情報の保護に関する条例を準用するものとする。
- (5) 受託者は、当該業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき理由により発注者に損害を与えたときは、その損害の責めを負うものとする。

第9 その他

- (1) 本仕様書に記載されている内容に疑義が生じた場合、または本仕様書に定めがない事項については、発注者と受託者が協議のうえ、決定する。ただし、両者の協議で決定できない場合には受託者は発注者の指示に従うこととする。
- (2) 本仕様書は、発注者と受託者が協議のうえ、必要に応じて変更することができる。